在宅難病患者一時入院事業のご案内

～休息（レスパイト）をとって、身体を休めませんか？～



在宅で療養し、人工呼吸器を装着した難病患者さんを介護する方が、休息（レスパイト）をとりたい時や病気・けが、冠婚葬祭などで介護ができない時などに、患者さんが一時入院できるよう支援をします。

◆　対象となる方

　次の要件をすべて満たす方です。

・広島県に住所がある方

・特定医療費（指定難病）又は特定疾患治療研究事業において認定を受けており認定となった疾病を主たる要因として在宅で人工呼吸器を使用している方で、家族等の介護者の病気治療や休息（レスパイト）等の理由により、一時的に在宅での介護が受けられなくなった方

・認定を受けている疾病の病状悪化による入院又はそのほかの疾病による入院中ではない方

◆　入院期間

当該年度にお一人１４日以内です。

１４日以内であれば、何度でもご利用できます。（例：７日間を２回）

◆　入院費用

次の費用が必要となります。

・医療保険の自己負担分（特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証を利用することができます。）

・医療機関までの移送費用、差額ベッド代等の雑費（全額自己負担となります。）

◆　入院中のケア

通常の入院と同様に、受入医療機関の医療や看護体制でのケアになります。

ご家族のケアとは異なりますので、ご自宅と同じように療養いただくことが難しい場合もありますのでご了承ください。

◆　申請方法

ご利用になるには、申請手続きが必要となります。

詳しくは県疾病対策課までお問い合わせください。

****

受入先の調整には一定の時間を要しますので、希望日の

２週間前までに相談・申請をお願いします。

（緊急の場合は除きます。）

◆　その他注意事項

・入院先は、医療処置の程度、受入病院の状況、お住まいの地域や患者さんとご家族の意向などを考慮して調整します。（病室の空き状況や利用希望者数等により、ご利用いただけない場合もあります。）

・入院日程や入院生活（個室希望等）についてご希望に沿えない場合があります。

・入院中に病状悪化等があった場合、一時入院を中止し、受入医療機関の担当医と主治医の相談の上、転院いただく場合があります。

・他の入院患者さんにご迷惑となるような行為などがあった場合は、退院していただくことがあります。

・介護保険制度及び障害者総合支援法の短期入所等が利用可能な場合は、介護保険制度、障害者総合支援法の利用が優先となります。

◆　一時入院受入医療機関

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関名 | 住所 |
| メリィホスピタル | 広島市安佐南区大塚西3-1-20 |
| 独立行政法人国立病院機構広島西医療センター | 大竹市玖波4丁目1-1 |
| 医療法人紫苑会福山南病院 | 福山市水呑町1947番地２ |
| 医療法人社団玄同会小畠病院 | 福山市駅家町上山守203 |
| 医療法人微風会ビハーラ花の里病院 | 三次市山家町605-20 |

◆　お問い合わせ・申し込み先

広島県健康福祉局疾病対策課　疾病対策グループ

　〒730-8511　広島市中区基町10-52

電話082-513-3070